

令和7年度危険物安全週間実施要綱

1 目的

危険物の保安に対する正しい知識を広く普及するとともに、人為的な原因による災害を予防し、かつ、地震等によって危険物が災害媒体となるのを防止するため、各事業所等による自主保安体制を強化することを目的とする。

2 期間

『危険物安全週間』〔6月の第2週〕

令和7年6月8日（日）～6月14日（土）

3 推進標語

『危険物 無事故へ挑む ゴング鳴る』

（令和7年度「危険物安全週間推進標語」）

4 重点推進事項

- (1) 危険物施設における保安体制の整備促進
- (2) 危険物に対する知識の啓発普及

5 国等が実施する事項

国、地方公共団体、全国危険物安全協会、その他関係団体が緊密に協力し、危険物の保安確保等「危険物安全週間」の主旨にふさわしい広報等を実施する。

- (1) 新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、広報誌等を通じた啓発活動の実施
- (2) 危険物についてのパンフレット等の配布

6 消防組合が実施する事項

- (1) 関係対象に対する協力依頼と広報活動の実施

この運動の主旨について広く理解を得るため、危険物安全協会をはじめとする関係事業所、報道機関等に協力依頼するとともに、ポスターを作成し配布する。

- (2) 立入検査による指導の実施

危険物施設の立入検査を実施し、不備欠陥について改善を指導する。

7 事業所等が実施する事項

- (1) 地震対策等を含めた施設の整備、油水分離槽の清掃、定期点検等適正な維持管理
- (2) 危険物取扱者等関係者の防災安全教育と訓練の実施
- (3) 家庭生活に密着した危険物安全管理の推進